

統計委第5号  
平成30年2月20日

総務大臣  
野田聖子殿

統計委員会委員長  
西村清彦

## 諮問第111号の答申 漁業センサスの変更について

本委員会は、諮問第111号による漁業センサスの変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

平成29年12月7日付け29統計第1129号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「漁業センサス」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」のうち「イ 報告を求める事項の変更」の（ア）から（エ）で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

##### (2) 理由等

###### ア 調査対象の範囲の変更

本申請では、漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象の範囲から漁業管理組織<sup>(注)</sup>を除外する計画である。

これについては、両調査票の報告を求める者（以下「報告者」という。）がいずれも漁業協同組合であることを踏まえ、両調査票を統合した上で、都道府県が保有する行政記録情報等により把握可能な一部調査事項の削除、行政ニーズを踏まえた調査事項の整理・再編を行うことにより、調査の簡素・効率化及び報告者の負担軽減を図るものであることから、適当である。

(注) 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであり、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行っているものをいう。

###### イ 報告を求める事項の変更

###### (ア) 漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加

###### ① 漁業地区の会合・集会等の開催状況

本申請では、図1のとおり、過去1年間に漁業協同組合の本所・支所が関係して行わ

れた漁業地区の会合・集会等の開催状況を把握する調査事項を追加する計画である。

図 1

〔海面漁業地域調査票〕

**変更案**〔追加〕

II 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。  
開催があった場合は、「ある(回数)」欄に開催回数を記入し、その議題について、  
当てはまるものすべてに記入してください。

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)	
な	あ
し	る
	(回数)
301	302
0	:
:	:

会合・集会等の開催があった場合

会合・集会等の議題 (該当するものすべてにマーク)							
企業 参入 (漁業権の問題を含む)	特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
303	304	305	306	307	308	309	310
0	0	0	0	0	0	0	0

会合・集会等の開催がなかった場合は次に進んでください

これについては、水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）や漁港漁場整備長期計画（平成29年3月28日閣議決定）等の政策ニーズ<sup>(注)</sup>を踏まえ、その目標実現に向けた各種施策の検討や政策効果の検証を行うための基礎データの把握・整備を図るものであることから、おおむね適当である。

ただし、選択肢のうち、①「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」は、漁業地区の会合・集会等で中心的議題となる頻度が高いと考えられること、②「企業参入（漁業権の問題を含む）」は、漁業地区で企業との取組が活発に進められている中、括弧書きに誘導され、該当しないとの誤解が生じるおそれがあることから、報告者が記入に当たって紛れが生じないように、図2のとおり、選択肢の記載順や表記について修正する必要があることを指摘する。

(注) 水産基本計画において、水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「魚類・貝類養殖業等への企業の参入」や「浜の資源のフル活用」が掲げられたほか、漁港漁場整備長期計画において、平成33年度までに都市漁村交流人口を100万人増加させることとされたところである。

図 2

〔海面漁業地域調査票〕

**統計委員会修正案**

II 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。  
開催があった場合は、「ある(回数)」欄に開催回数を記入し、その議題について、  
当てはまるものすべてに記入してください。

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)	
な	あ
し	る
	(回数)
301	302
0	:
:	:

会合・集会等の開催があった場合

会合・集会等の議題 (該当するものすべてにマーク)							
特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	企業 参入	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
303	304	305	306	307	308	309	310
0	0	0	0	0	0	0	0

会合・集会等の開催がなかった場合は次に進んでください

② 漁業地区の活性化の取組状況を把握する調査事項の追加

本申請では、図3のとおり、過去1年間における漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区における活動状況を把握する調査事項を追加する計画である。

図3

〔海面漁業地域調査票〕

**変更案**〔追加〕

Ⅲ 活性化の取組

1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動	6次産業化への取組	ブルーツーリズムの取組	水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
0	0	0	0	0	0

これについては、水産基本計画における漁業・漁村の活性化を支える取組の推進に必要な各種施策の検討や政策効果の検証を行うための基礎データの把握・整備を図るものであることから、おおむね適当である。

ただし、本調査事項については、①いずれの選択肢にも未記入の場合、該当する活動がないのか、記入漏れなのか判断できないこと、②選択肢「ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動」は漁場となる海に着目したものであるが、量的に多い釣り人や海水浴客等による放置ゴミへの対応が含まれていないため、審査・照会業務の負担軽減とともに、よりの確な実態把握に資する観点から、図4のとおり、該当する活動は実施していない場合の選択肢を追加するとともに、清掃場所に着目した選択肢に修正する必要があることを指摘する。また、調査票の記入の仕方において、「海岸」には漂着ゴミだけでなく放置ゴミも含まれることを明記する必要がある。

図4

〔海面漁業地域調査票〕

**統計委員会修正案**

Ⅲ 活性化の取組

1 過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施したものすべて**に記入してください。

関係する活動（該当するものすべてにマーク）					
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	6次産業化への取組	ブルーツーリズムの取組	水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催
311	312	313	314	315	316
0	0	0	0	0	0

左記の活動は実施していない

317

0

(イ) 「世帯員すべての人数」の削除

本申請では、世帯員すべての人数を把握する調査事項について、図5のとおり、削除する計画である。

これは、本調査事項から得られる情報は漁村における人口減少、漁村の活性化対策などの企画・立案の基礎的な資料として活用されてきたものの、水産庁が保有する行政記録情報等により代替可能と考えられたためである。

しかしながら、上記行政記録情報等において把握していない満14歳以下の世帯員の人数については、漁業構造の分析のみならず、後継者育成など今後の漁業の在り方を検討する上で重要な情報であることから、現行計画どおりの把握を継続するよう修正する必要があることを指摘する（図5参照）。

図5

〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）〕

**現行**

I 世帯について  
1 世帯員すべての人数  
11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

		すべての世帯員		うち、満14歳以下の世帯員	
701	男	：	：	：	：
702	女	：	：	：	：

**変更案**

〔削除〕

**統計委員会修正案（復活）**

I 世帯について  
1 世帯員すべての人数  
11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

		すべての世帯員		うち、満14歳以下の世帯員	
男	701	：	：	：	：
女	702	：	：	：	：

(ウ) 漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加

本申請では、団体経営体における役職者（漁ろう長、船長、機関長等）のうち、役員については図6のとおり、役員以外の雇用者は図7のとおり、属性（性別及び出生年月）や、漁業従事日数等の漁業への従事状況をそれぞれ把握する調査事項を追加する計画である。

図6

〔漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

**変更案**〔追加〕

I 漁業の従事者  
1 漁業に従事した責任のある者  
過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）に漁業に従事した人のうち、海上作業や陸上作業に責任のある者（役員（支配人や代理を委任された者を含む。）に限る。）について記入してください。

本欄に記入するのは、経営士のほか、役員のうち、過去1年間に漁業（管理業務を含む。）に従事した者のみです。役員会に出席するだけの方は、記入する必要はありません。

経営体番号	海上作業において責任のある者（役員に限る）							性別	出生の年月			漁業従事日数 (陸上作業を含む。)	海上作業日数が多かった漁業種類			10月31日に海上作業に従事	陸上作業に従事		
	漁ろう長	船長	機関長	其他	その他	役員	男		女	該当する元号と年月を記入			1位	2位	3位				
										(1)	(2)							(3)	
601	○	○	○	○	○	○	○	○	大	正	年	○	○	○	1	1	1	○	○
602	○	○	○	○	○	○	○	○	大	正	年	○	○	○	1	1	1	○	○
603	○	○	○	○	○	○	○	○	大	正	年	○	○	○	1	1	1	○	○
604	○	○	○	○	○	○	○	○	大	正	年	○	○	○	1	1	1	○	○
605	○	○	○	○	○	○	○	○	大	正	年	○	○	○	1	1	1	○	○
606	○	○	○	○	○	○	○	○	大	正	年	○	○	○	1	1	1	○	○

図7とほぼ同様の調査内容及びレイアウト



(エ) 漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分の変更

本申請では、過去1年間の漁獲物・収獲物の出荷先を把握する調査事項について、**図9**のとおり、①出荷先の選択肢のうち、「小売業者」及び「生協」を「小売業者・生協」に統合し、②「直売所」及び「自家販売」を「消費者に直接販売」に区分した上で、その内訳として「自営の水産物直売所」、「その他の水産物直売所」及び「他の方法」に細分化するほか、③「外食産業」の選択肢を追加する計画である。

図9

〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕

**変更案**

5 過去1年間のすべての漁獲物・収獲物の出荷先に記入してください。  
また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

出荷先 (該当すべてにマーク)	581	漁業協同組合 以外の卸売市場 市場又は荷さばき所	漁業協同組合 業者	流通業者・加工業者	消費者に直接販売			その他
					小売業者・生協	外食産業	消費に直接販売	
出荷額の最も多かった出荷先 (一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。  
自営の水産物直売所には、自らが運営する直売所が該当します。  
その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。  
他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

**現行**

5 過去1年間のすべての漁獲物・収獲物の出荷先を○で囲んでください。  
そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つを○で囲んでください。

出荷先	591	漁業協同組合 以外の卸売市場 市場又は荷さばき所	漁業協同組合 業者	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
出荷先	591	①	①	①	①	①	①	①	①
最も多い出荷先	592	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

これについては、水産物の流通構造をより詳細に把握するものであり、また、6次産業化の推進に係る各種施策の検討に当たっての基礎データや農林水産省が別途実施している6次産業化総合調査（一般統計調査）における母集団情報の整備・充実を図るものことから、おおむね適当である。

ただし、選択肢のうち、「消費者に直接販売」の内訳である「自営の水産物直売所」及び「その他の水産物直売所」については、水産物直売所を個人が運営するケースや漁業協同組合が直営するケースのほか、道の駅で販売するケースなど様々な形態があり、報告者が選択に戸惑うおそれがあることから、**図10**のとおり、「個人経営体用」及び「団体経営体用」の別に分けて注釈を設け、当該選択肢区分に該当する内容がより明確になるよう、調査項目に係る注釈を修正する必要があることを指摘する。

図10

〔漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕	
<b>統計委員会修正案</b>	
個人経営体用	団体経営体用
<p>消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。  <u>自営の水産物直売所</u>には、<u>漁業者</u>自らが運営する直売所が該当します。  <u>その他の水産物直売所</u>には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します（<u>漁業協同組合の直売所、道の駅</u>など）。  <u>他の方法</u>には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。</p>	<p>消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。  <u>自営の水産物直売所</u>には、<u>団体経営体</u>自らが運営する直売所が該当します。  <u>その他の水産物直売所</u>には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。  <u>他の方法</u>には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。</p>

(オ) その他の主な調査事項の変更（上記（ア）から（エ）まで以外の変更事項）

本申請では、上記（ア）から（エ）までの変更事項以外に、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）等の各調査票において、調査事項の追加・変更・削除を行う計画である。

これについては、より政策ニーズに則したデータの把握・整備に資するものであり、また、報告者負担の軽減を図るものであること等から、適当である（詳細は別紙参照）。

ウ 報告を求めるために用いる方法の変更等

(ア) オンライン調査の全面導入等

① オンライン調査の全面導入

本申請では、表1のとおり、従来の魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票に加え、全ての調査票において政府統計共同利用システム又は電子メールによるオンライン調査を導入する計画である。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、オンライン調査の推進を図ることとされていることに対応するものであり、また、報告者の利便性の向上及び正確かつ効率的な統計の作成等に資するものであることから、適当である。

② 郵送調査の導入

本申請では、表1（再掲）のとおり、海面漁業地域調査票、内水面漁業経営体調査票（一部地域）、内水面漁業地域調査票及び魚市場調査票において、従来の調査員調査に代えて、郵送調査を導入する計画である。

これについては、内水面漁業経営体調査票は1市町村1経営体が全国で約4割と報告者が点在している状況にあることや、当該調査票以外の調査票は調査協力を得られやすい漁業協同組合を対象としていることを踏まえたものであり、調査員や調査経由機関の負担軽減とともに、調査の効率的実施等に資するものであることから、適当である。

表1 各調査票における調査方法

調査票名	2013年調査	2018年調査案
漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）	配布：調査員 回収：調査員	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン（政府統計共同利用システム）
海面漁業地域調査票		配布：郵送 回収：郵送又はオンライン（電子メール）
内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）		配布：調査員又は郵送 回収：調査員、郵送、オンライン（政府統計共同利用システム）又は職員
内水面漁業地域調査票	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン（政府統計共同利用システム）	配布：郵送 回収：郵送又はオンライン（電子メール）
魚市場調査票		配布：郵送 回収：郵送又はオンライン（電子メール）
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票		配布：調査員 回収：調査員又はオンライン（政府統計共同利用システム）

(イ) 行政記録情報等の活用

本調査においては、調査員による調査客体名簿の補正事務の負担軽減を図るため、前回調査から漁船登録データ（都道府県所有情報）を活用しているところ、今回調査では、新たに、事業所母集団データベースの情報や大臣許可・知事許可漁業の名簿情報等についても活用する計画である。

これについては、調査員の更なる事務負担の軽減に資するものであり、また、第Ⅱ期基本計画において行政記録情報等の活用を推進することとされていることにも対応するものであることから、適当である。

エ 報告を求める期間の変更

本件申請では、魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の配布時期について、表2のとおり、前回調査時の「平成25年12月15日」から「平成31年1月10日」に変更する計画である。

これは、調査員から、①年末は多くの調査対象が多忙な時期にあり、調査依頼が困難な状況にあったため、結果的に年明けに調査票を配布し、期限までに回収したといった報告や、②過度な負担を課す調査内容ではないため、報告期間の長短よりも年末を避けた調査票の配布に関する要望が多く寄せられたことを踏まえたものである。

これについては、調査員の実査業務の負担や報告者負担に配慮したものであり、また、報告期間の短縮による調査票の回収への支障等も特段見込まれないことから、適当である。

表2 調査票の配布・回収時期の変更

2013年調査	2018年調査案
調査票の配布：平成25年12月15日	調査票の配布：平成31年1月10日
調査票の回収：平成26年1月31日	調査票の回収：平成31年1月31日

## オ 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、調査票の統合・再編、調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行う計画である。

これについては、水産基本計画等において取組を推進することとされている政策課題に対応する上で有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであることから、適当である。

なお、今回の変更事項を踏まえ、集計結果の公表に当たっては、以下のことに留意する必要がある。

- ① 漁業経営体における漁業の操業状況や経営状況等について詳細に把握することから、集計事項が大幅に増加する中、報告者が特定されないための十分な秘匿処理を行いつつ、地域別・漁業種類別等に関する地域統計の充実化を図ること。その際、次回調査に向けて検討や見直しを行うべき事項があれば整理すること。
- ② 一定数の漁業経営体が農業を営んでいるのであれば、個別産業を分析する上でも重要な情報となることから、漁業と農業の兼業状況に関する統計の充実を検討すること。

## 2 「諮問第48号の答申 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）」について（平成25年2月15日付け府総委第15号）における今後の課題への対応状況について

本調査については、前回調査における統計委員会の答申（「諮問第48号の答申 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）」について）（平成25年2月15日付け府総委第15号）において、①OCR（光学式文字読取装置）対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討、②インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討の必要性について指摘されている。

これらの指摘に対する農林水産省の対応状況及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

### （1）OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討

本課題について、農林水産省は、前回調査におけるOCR対応調査票の導入に伴い、調査票のデータ入力から審査、集計、公表までの期間短縮の可能性について検証したが、筆圧が弱かったり、数字が記入例どおりに正しく記載されていないなどの調査票が散見されたため、機械による読み取り精度が悪く、審査・修正に時間を要することとなり、公表に至るまでの期間短縮にはつながらなかったとしている。

このため、農林水産省は、今回調査において引き続きOCR対応調査票を導入するものの、調査票の選択項目について、**図11**のとおり、前回調査の丸印（「○」）を付ける方式から楕円を塗りつぶすマークシート方式に変更することにより、読み取りエラーを縮減し、審査・修正に要する時間の短縮を図り、公表の早期化に取り組むこととしている。

これについては、前回調査の検証結果を踏まえ、公表の早期化の実現に向けて新たな対応を行うものであることから、適当である。

図11



【2013年調査】	→	【2018年調査】(案)
兼業 専業		兼業 専業
807 ① ②		808 0 0

## (2) インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討

本課題について、農林水産省は、前回調査において、オンライン調査を導入している魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の全ての報告者に対し、オンライン回答が可能であることやオンライン回答のメリット等について説明を行った上で、オンライン回答を希望した報告者にオンライン回答用のパスワードとIDを配布したところ、表3のとおり、オンライン利用率は若干上昇したものの、依然として低迷している。

表3 オンライン利用率の推移

	前回（2013年）調査			前々回（2008年）調査		
	調査対象数	オンライン回答数	利用率	調査対象数	オンライン回答数	利用率
	市場、工場	市場、工場	%	市場、工場	市場、工場	%
魚市場調査	859	12	1.4	921	1	0.1
冷凍・冷蔵、水産加工場調査	10,096	197	2.0	11,946	33	0.3
合計	10,955	209	1.9	12,867	34	0.3

このため、農林水産省は、前回調査に併せて魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の全ての報告者に対して実施したオンライン回答に関するアンケート調査結果を踏まえ、今回調査では、オンライン利用率の向上を図るための新たな取組として、①全ての調査において全ての報告者に対するオンライン回答用のID・パスワードの配布、②紙媒体の調査票の表紙にオンライン回答が可能である旨の朱書き明記、③簡易版のオンラインシステム操作マニュアルの作成・配布などを行うこととしている。

これについては、アンケート調査結果等を踏まえつつ、オンライン回答率の更なる向上に向けて新たな対応を行うのであることから、適当である。

## 主な調査事項の変更状況及び審議結果について

調査票名	調査事項	変更内容	審議結果
漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）	世帯員の漁業従事状況	・漁業従事者の年齢について、5歳階級区分から出生年月による把握に変更	・漁業者の減少・高齢化等の水産物の生産体制の脆弱化が水産施策の課題となる中、経営主や自家漁業就業者等の平均年齢などの実態をより正確に把握するものであり、 <b>適当</b>
		・新たに陸上作業を含む「自家漁業の従事日数」を把握する調査項目を追加し、その内訳として従前の「自家漁業の海上作業日数」を把握する形に変更	・漁業においてもワークライフバランスの実現可能な労働環境の整備に向けた施策が進められている中、当該施策の検討に必要な情報として、従前の海上作業のみでなく、陸上作業も含めた自家漁業全体における労働実態を的確に把握するものであり、 <b>適当</b>
		・自家漁業の海上作業日数の多い漁業種類について、従前の最も多かった種類から上位3位まで把握する形に変更	・漁業経営における漁業種類の組合せやその変化が、漁業従事者の従事状況にどのように影響するのか等について検討するため、複数の漁業種類に従事している者の漁業種類の組合せの状況を詳細に把握するものであり、 <b>適当</b>
漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）	漁業以外の事業の状況	・過去1年間に行った漁業以外の事業を把握する選択肢に、新たに「漁家レストラン」、「農業」及び「小売業」を追加するとともに、遊漁船業を営んでいる場合の過去1年間の延べ利用者数を把握する項目の削除	・選択肢の追加については、6次産業化の推進等に係る施策の検討に必要な情報として、多角経営の実態をより詳細に把握するもの。また、遊漁船業の延べ利用者数の削除については、経年的にみて1経営体当たりの利用者数に大きな変化はなく、遊漁船業を営む個人経営体数を把握することで利用者数の推計を可能とするものであり、 <b>適当</b>
	経営方針の決定への関わり状況	・経営主以外の世帯員の経営方針の決定への関わりの有無を把握する調査項目の追加	・水産業における女性の経営への参画や新規漁業就業者の支援・定着の促進等の施策を進めている中、当該施策の企画・立案に必要な情報として、経営主以外の世帯員の経営への関わりの有無を把握するものであり、 <b>適当</b>
漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）及び漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）	海上作業に雇った人数の状況	・雇った人の有無を確認する項目の追加 ・雇った人がいる場合に、日本人雇用者数の内訳として居住地別（同一市町村、その他の県内、県外の別）に把握する項目の削除	・未記入の場合に、該当者がいないのか、記入漏れなのか判断できないことを踏まえた対応であり、 <b>適当</b> ・同一市町村や県外に居住する雇用者数の減少等から利活用ニーズが低下しているものであり、 <b>適当</b>
	動力漁船の使用状況	・出漁日数が多かった漁業種類について、新たに上位3位までの種類の把握 ・販売金額が多かった漁業種類について、従前の最も多かった種類から上位3位までの種類を把握	・複数の漁業種類を組み合わせる場合、漁業種類により作業のための装備が異なり、①出漁日数も変化していくこと、②安定的な経営を行う上では、少ない投資で、より多くの収入を得る必要があることを踏まえ、その実態をより詳細に把握するものであり、 <b>適当</b>

	漁業経営の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去1年間の販売金額が多かった漁業種類について、従前の上位2位までから上位3位までの種類を把握</li> <li>・新たに過去1年間で販売金額が多かった魚種について、上位3位まで把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営体が経営を安定させるため、複数の漁業種類の組合せ等を工夫している実態をより詳細に把握するものであり、適当</li> <li>・資源管理の重要性が高まる中、特定の資源が経営体の経営に与える影響等について検討するため把握するものであり、適当</li> </ul>
漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	漁獲物・収獲物等の販売金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海面漁業において過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額が10億円以上（湖沼漁業は1,000万円以上、内水面養殖業は1億円以上）、水産加工場において過去1年間の水産加工品の販売金額が10億円以上の場合に実額の記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売金額階層による表章に加え、平均金額による表章を行うことにより、漁業経営の安定化等に係る各種施策の検討に資する基礎データを把握・整備するものであり、適当</li> </ul>
漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	法人番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人番号の記入欄の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第Ⅱ期基本計画、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日・経済財政諮問会議）等を踏まえた対応であり、政府統計の精度向上にも資することから適当</li> </ul>
漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	常時従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時従業者の内訳として、雇用者数を把握する調査項目の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「常時従業者」の定義を「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）に対応したものに整理し、従業者の実態をより的確に把握するものであり、適当</li> </ul>
魚市場調査票	魚市場に所属する水産物買受人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物買受人数の内訳として「産地出荷業者」、「加工業者」及び「その他」の人数を把握する形に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚市場の統廃合や買受人の拡大を含む水産物に係る流通機構の改革に向け、水産物の取引や物流の在り方に関する総合的な検討を行う上で必要な基礎データを把握・整備するものであり、適当</li> </ul>
	魚市場における過去1年間の取扱金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱金額総額の内訳として「水揚量」及び「搬入量」に相当する取扱金額を把握する形に変更</li> </ul>	
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	過去1年間の水産加工品の出荷先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産加工場における過去1年間の水産加工品の出荷先を把握する調査事項の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産加工品の輸出対策及び流通施策の取組の促進に資するため、水産加工品の輸出を含む流通先の実態をより的確に把握するものであり、適当</li> </ul>
	HACCP手法の導入状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産加工場におけるHACCP手法の導入の有無及び導入理由を把握する調査事項の削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省が毎年実施している「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」（一般統計調査）において、HACCPの導入の有無・理由のみならず、導入状況に関するより詳細な内容を把握するものであり、適当</li> </ul>